

判決年月日	平成29年11月14日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成29年(行ケ)10109号		
○ 被告の有する登録商標「MEN'S CLUB」につき、原告の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがあるとして、商標法4条1項15号に該当すると判断した事例			

(関連条文) 商標法4条1項15号

(関連する権利番号等) 登録第5858891号

### 判 決 要 旨

原告は、被告の有する本件商標（「MEN'S CLUB」の欧文字を標準文字で表してなる。指定商品：第3類「男性用化粧品」）について、無効審判を請求したが、同請求は成り立たないとの審決を受けた。本件は、上記審決の取消訴訟である。

本判決は、①本件商標と原告が雑誌（男性ファッション誌）に使用する引用商標（「MEN'S CLUB」の欧文字からなる。）は、極めて類似したものであること、②引用商標は、独創性が高いとはいえないものの、数十年にわたり、需要者の間に広く認識されていること、③本件商標の指定商品（男性用化粧品）は、原告の業務に係る雑誌（男性ファッション誌）の対象として、少なからぬ関連性を有し、本件雑誌と需要者が共通することその他需要者の注意力等を総合的に考慮すれば、本件商標を指定商品に使用した場合は、これに接した需要者に対し、引用商標を連想させて、当該商品が原告あるいは原告との間に緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信され、商品の出所につき誤認を生じるおそれがあるとして、本件商標は、商標法4条1項15号にいう「混同を生ずるおそれがある商標」に当たると判断して、本件審決を取り消した。